

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領

第1 趣旨

中小企業等プロフェッショナル人材確保支援事業（以下「事業」という。）において、登録人材紹介会社が、県内に本社若しくは本店を置く中小企業若しくは中堅企業又は県内に主たる事務所を置く組合等（以下「中小企業等」という。）と、プロフェッショナル人材又は副業・兼業人材との間における職業紹介等を実施し、中小企業等がプロフェッショナル人材を採用し、又は副業・兼業人材を活用することで、中小企業等の新事業展開等の新たな成長を促進して県内産業の活性化することを目的とするものである。

第2 目的

この要領は、有料職業紹介事業者が事業に参画するための登録について定めるものである。

第3 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) 登録人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により知事の登録を受けた事業者をいう。ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人を除くものとする。
- (2) 中小企業 次のいずれかに該当するものであって、県内に本社又は本店を置く者をいう。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては5,000万円、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円）以下の会社並びに常時使用する社員の数が300人（小売業を主たる事業とする者にあつては50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人）以下の会社
 - イ 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第2項で定める金額以下の会社並びに常時使用する社員の数がその業種ごとに施行令で定める数以下の会社
 - ウ 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する社員の数が300人以下の者（ア及びイに掲げる者を除く。）
- (3) 中堅企業 常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社（中小企業を除く。）であつて、県内に本社又は本店を置く者をいう。
- (4) 組合等 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第1項第6号から第8号に規定する組合等若しくは経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第5条第2項第9号及び第10号に規定する組合等又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する一般社団法人等であつて、県内に主たる事務所を置くものいう。
- (5) 大企業 中小企業及び中堅企業を除く会社をいう。
- (6) プロフェッショナル人材 専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、直近の就業先が県外に本社若しくは本店を置く法人、県内に本社若しくは本店を置く大企業又は国である者をいう。

- (7) 副業・兼業人材 専門的な技術や免許資格、知識や技能を有し、県外在住で、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する者をいう。
- (8) 職業紹介等 法第4条第3項に規定する有料職業紹介、民間企業が行うインターネットによる求人情報・求職者情報の提供又は副業・兼業人材の紹介をいう。
- (9) インターネットによる求人情報・求職者情報の提供 情報提供事業者がホームページ上で求人情報又は求職者情報（事業所名、所在地、氏名、住所等個別の求人者又は求職者を特定できる情報を含む。）を求職者又は求人者の閲覧に供することをいう。
- なお、これと併せて、応募又は勧誘のための電子メールの作成及び送信のための便宜を提供する等求職者又は求人者のための付加的なサービスを提供することを含む。
- ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- ア 提供される情報の内容又は提供相手について、あらかじめ明示的に設定された客観的な検索条件に基づくことなく情報提供事業者の判断により選別・加工を行うもの。
- イ 情報提供事業者から求職者に対する求人情報に係る連絡又は求人者に対する求職者情報に係る連絡を行うもの。
- ウ 求職者と求人者との間の意思疎通を情報提供事業者のホームページを介して中継する場合に、当該意思疎通のための通信の内容に加工を行うもの。
- エ アからウのほか、情報提供事業者による宣伝広告の内容、情報提供事業者と求職者又は求人者との間の契約内容等から判断して、情報提供事業者が求職者又は求人者に求人又は求職者をあっせんするものであり、インターネットによる求人情報・求職者情報の提供がその一部として行われているもの。
- (10) 採用 中小企業等がプロフェッショナル人材と双方の合意に基づいて次の条件を満たす雇用契約又は委任契約（契約の内定を含む。以下同じ。）を締結し、就業を開始させることをいう。
- ア 雇用契約にあつては、契約期間は期間の定めのないもの又は3か月以上の期間の定めがあつて、期間の定めのない雇用の採否を判断するためのものであること。
- イ 雇用契約にあつては、健康保険及び厚生年金保険の適用があること。
- ウ 雇用契約にあつては、イの規定にかかわらず、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「施行規則」という。）第20条第2項に規定する経営管理者に相当する者については、雇用保険の適用があること、又は採用先での従事日数が正規従業員の月間所定労働日数の2分の1以上であること。
- エ 委任契約にあつては、採用先での従事日数が正規従業員の月間所定労働日数の2分の1以上であること。
- オ 知事が別に定める報酬が見込まれるものであること。
- (11) 人材紹介手数料 次のいずれかをいう。
- ア 有料職業紹介にあつては、法第32条の3第1項各号に規定する手数料をいう（施行規則第20条第1項別表に掲げる第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を除く）。
- イ インターネットによる求人情報・求職者情報の提供にあつては、知事が別に定める成功報酬型の手数をいう。
- (12) 広島県プロフェッショナル人材戦略協議会 中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による企業の経営革新の実現を促進するため、県内の地域金融機関、経済団体、産業支援機関等の連携を強化することにより、プロフェッショナル人材の確保を効果的に行うことを目的として広島県が設置する協議会のことをいう。

第4 登録の方法

事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、知事が別に定める期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて知事に提出し、知事の登録を受けなければならない。

第5 登録の条件

第4に掲げる申請書を提出する際には、次のことを承諾して提出することを条件とする。

- (1) 登録人材紹介会社は、報告対象期間の初日から末日までのプロフェッショナル人材に関する職業紹介等の活動状況について、報告対象期間の翌月10日までに職業紹介等活動状況報告書（様式第2号）により知事に報告すること。
- (2) 登録人材紹介会社は、法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに知事に提出すること。
- (3) 登録人材紹介会社は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに知事に報告すること。
- (4) 登録人材紹介会社は、広島県プロフェッショナル人材戦略協議会に参画すること。

第6 登録の基準

登録人材紹介会社の登録については、次に掲げる審査基準のうち、新規登録においては

- (1)から(4)により、継続登録においては(1)により申請内容を審査の上、知事が登録を決定する。

ただし、知事が特に認めた場合は、この審査基準によらないことができるものとする。

なお、審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前に県担当者による事前ヒアリングを行うことがある。

- (1) 有料職業紹介事業許可証を有していること。
- (2) 有料職業紹介を実施する者にあつては、次のアからカまでの全てを満たすものであること。ただし、イ、ウ、エのいずれかについての実績がない場合は、本県において実績を上げるための今後の具体的方策が明確であること。
 - ア 県外在住の人材に関する求人・求職の登録実績があること。
 - イ 県内企業の求人登録の実績があること。
 - ウ 県外在住の人材に関するマッチング実績があること。
 - エ 県外在住の人材に関する採用実績があること。
 - オ 県外在住の人材に関する有料職業紹介の取組方針が、事業の目的に合致しており、登録やマッチングに繋がるような具体的な取組となっていること。
 - カ 人材が円滑に定着するための取組方針が、契約（契約の内定を含む。）から就業開始後6か月以内に2回以上の人材に対する適切なフォローとなっていること。
- (3) インターネットによる求人情報・求職者情報を提供する者にあつては、県外在住の人材に関するインターネットによる求人情報・求職者情報の提供の取組方針が、事業の目的に合致しており、登録やマッチングに繋がるような具体的な取組となっていること。
- (4) 副業・兼業人材の紹介を実施する者にあつては、県外在住の人材に関する副業・兼業人材紹介の取組方針が、事業の目的に合致しており、登録やマッチングに繋がるような具体的な取組となっていること。

第7 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、知事が別に指定する期間とする。ただし、(2)により終了した時にはこの限りでない。
- (2) 登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
 - ア 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - イ 第8の規定により、登録を取り下げたとき
 - ウ 第9の規定により、登録を取り消したとき

第8 登録の取下

登録人材紹介会社は、この登録からの削除を希望する場合には、取下届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

第9 登録の取消

- (1) 知事は、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。
 - ア 不正な行為があると知事が認めたとき
 - イ 正当な理由がないのに、第5の条件に従わないとき
- (2) (1)の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、知事は損害賠償を行わない。

第10 指導監督

知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月19日から施行する。
- 2 この要領施行日の前日において登録を受けている登録人材紹介会社に係る登録の有効期間の終期は、令和3年5月31日とし、この要領により登録を受けたものとみなす。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月7日から施行する。ただし、公用文の一部改正については、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。

別表 人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に添付する書類一覧

【新規登録申請の場合】

書類	有料職業紹介を実施する者	インターネットによる求人情報・求職者情報を提供する者	副業・兼業人材紹介を実施する者
(1) 有料職業紹介事業許可証の写し	○	○	○
(2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（会社パンフレット等）	○	○	○
(3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの	○	○	○
(4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（契約書のひな型等）	○	○	業務委託契約等に係る委託料の徴収方法及び額が分かるもの
(5) 個人情報の管理に関するもの	○	○	○
(6) 県外在住の人材に関する今後の取組方針等が分かるもの	【様式第1号】 別紙1	【様式第1号】 別紙3	【様式第1号】 別紙4
(7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの	【様式第1号】 別紙2	—	—
(8) その他知事が必要と認める書類	（必要に応じて）	（必要に応じて）	（必要に応じて）

【継続申請の場合】

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（会社パンフレット等）
- (3) 職業紹介等の内容及び人材紹介手数料等の徴収方法及び額が分かるもの（契約書のひな型等）
- (4) 登録事項のうち上記表中(3)及び(5)について変更がある場合は、変更内容を確認できる書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

人材紹介会社登録申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

(〒)

所在地

名称

代表者役職・氏名

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領第4の定めに基づき、次のとおり申請します。

1 登録申請の区分

	新規登録申請		
	継続登録申請	次について変更の有無 ⇒ ・有料職業紹介事業者の概要 ・求職及び求人の申込方法など、業務運営 ・人材紹介手数料（業務委託手数料）の徴収方法及び額 ・個人情報の管理に関するもの	変更あり 変更なし

※該当する申請に○を付けてください。継続の場合は、変更の有無も記入してください。

2 要領第3（8）に定める職業紹介等の種類

		新規登録の場合は 下記の別紙を記入
	法第4条第3項に規定する有料職業紹介の実施	⇒ 内容は別紙1及び別紙2のとおり
	インターネットによる求人情報・求職者情報の提供の実施	⇒ 内容は別紙3のとおり
	副業・兼業人材紹介の実施	⇒ 内容は別紙4のとおり

※実施するいずれかの事業に○を付けてください。

3 要領第5に定める登録の条件への承諾

☐	登録人材紹介会社は、報告対象期間（※）の初日から末日までのプロフェッショナル人材に関する職業紹介等の活動状況について、報告対象期間の翌月10日までに職業紹介等活動状況報告書（様式第2号）により知事に報告すること。
☐	登録人材紹介会社は、法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに知事に提出すること。
☐	登録人材紹介会社は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに知事に報告すること。
☐	登録人材紹介会社は、広島県プロフェッショナル人材戦略協議会へ参画すること。

※承諾する場合は、☑を記入してください。

※要領第5の条件に従わない場合は登録を取り消す場合があります。

※報告対象期間は、4半期ごとになります。（4-6月、7-9月、10-12月、1-3月）

4 添付書類

要領第4に定める別表のとおり

5 連絡先等

(1) 事業に参画する事業所の概要

所在地	(〒)
事業所名	
代表者役職・氏名	

(2) 担当者等の連絡先

	登録申請の担当者	人材ニーズ取り繋ぎに関する広島県との連絡窓口	職業紹介等活動状況報告書の提出責任者
氏名			
所属・役職			
電話番号			
メールアドレス			

6 登録となった場合に県のホームページ及び広報資料で掲載する自社の情報

(1) 新規申請の場合

PR 文（各 200 字以内）			
求職者向け		求人企業向け	
電話番号		住所	
ホームページURL			
対象人材層 (○を記入)	全 般	経営層等（管理職、専門職）	
得意領域 (☑を 3 つ 以内で記入)	☐ 1 全般(営業・管理部門等) ☐ 2 グローバル人材 ☐ 3 ものづくり技術 ☐ 4 IT・DX ☐ 5 化学・食品 ☐ 6 ヘルスケア ☐ 7 建設・土木 ☐ 8 UIJ ターン ☐ 9 その他 ※その他に☑した場合は、上記 PR 文（求人企業向け）において、得意領域が分かるよう記載してください。		

(2) 継続申請の場合

現在の掲載情報に変更なし	現在の掲載情報に変更あり ⇒上記(1)新規申請の表に変更内容を記入
--------------	--------------------------------------

※該当する区分に○を付けて下さい。

なお、現在の情報は「広島県プロフェッショナル人材戦略拠点」の HP をご確認ください。

別紙1 (新規申請の際に添付)

県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介の実施状況

○ 対象期間 令和 年度分 (単位：件)

	求人（企業）	求職（人材）
(1) 登録件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(2) マッチング 実施数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)
(3) 採用件数	(うち 県内企業)	(うち 県外在住者)

2 有料職業紹介の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やす ための取組		
マッチングを 増やすための取組		
その他の取組が あれば記載		

(注) 1 実施状況は、申請年度の前年度（4月～3月、1年分）を記載してください。

2 必要に応じて適宜、行を追加してください。

3 「1 有料職業紹介の実施状況」の表中、カッコ書きのいずれかが空欄（実績なし）の場合は下欄に記載すること。

本県において 実績を上げるための 具体的方策 (活動内容等)	
---	--

人材の円滑な定着のための取組方針について

	県外求職者向け	（参考）県内企業向け
就業前		
就業後		
その他の 取組が あれば記入		

別紙3（新規申請の際に添付）

県外在住の人材に関するインターネットによる求人情報・求職者情報の提供の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やすための取組		
マッチングを増やすための取組		
その他の取組があれば記載		

（注）必要に応じて適宜、行を追加してください。

別紙 4（新規申請の際に添付）

県外在住の人材に関する副業・兼業人材紹介の今後の取組方針

	県内企業向け	県外求職者向け
登録数を増やすための取組		
マッチングを増やすための取組		
その他の取組があれば記載		

（注）必要に応じて適宜、行を追加してください。

副業・兼業業務に係る分類

	分 類	説 明
	顧問型	「社外顧問」として、専門的な知見・ノウハウに基づく助言・指導を行う人材を紹介。エージェントを介する。
	エージェント型	大企業等に正社員として籍を置き、リモートや週1の出社等、限られた時間でプロジェクトを行う人材を紹介。エージェントを介する。
	プラットフォーム型	大企業等に正社員として籍を置き、リモートや週1の出社等、限られた時間でプロジェクトを行う人材を紹介。インターネット・SNS等を介する。

（注）自社のサービス類型に最も近いものに○をしてください。

様式第2号（要領第5関係）

職業紹介等活動状況報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地	(〒)	
名称		
提出責任者役職・氏名		
県の登録番号	R7-P	

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領第5の定めに基づき、

令和 年 月～ 月（3ヵ月分） の職業紹介等活動状況について、次のとおり報告します。

（注）1 報告対象期間（※）の初日から末日までの活動状況を記載し、翌月10日までに提出してください。

※報告対象期間：4半期ごとになります。（4－6月、7－9月、10－12月、1－3月）

2 必要に応じて行を追加してください。

1 補助金申請企業に採用されたプロフェッショナル人材に対するフォローアップの状況

企業名（補助対象事業者）	入社日（年 月 日）	採用者氏名	フォローアップの状況（面談・電話連絡等）			
			就業開始前		就業開始後6か月以内	
				回		回
				回		回
				回		回
				回		回
				回		回
				回		回

上記1の他、これまで報告した補助金申請案件に関わる状況を就業開始後6か月間について記入してください。（有料職業紹介を実施した場合）

2 プロフェッショナル人材と県内中小企業等とのマッチング契約の成立状況

プロフェッショナル人材（※）について、年収区分ごとに（１）（２）を記入してください。

※直近の就業先が、①県外に本社・本店を置く企業、②県内に本社・本店を置く大企業、③国である者
（大企業：従業員数２千人超の企業）

（１）採用時の年収が６００万円以上の場合

マッチング契約成立件数

0 件

（内訳）

※項目はプルダウンから選択

※行が不足する場合は、合計の前に追加してください。

採用企業の業種		採用企業の従業員数		職種
	件数		件数	記入してください（例：海外事業部長 等）
合計	0	合計	0	

採用者の直前の居住地		採用者の直近就業先の 本社所在地		転職前年収		転職後年収	
	件数		件数		件数		件数
合計	0	合計	0	合計	0	合計	0

(2) 採用時の年収が600万円未満で、次のいずれかの経験を有する場合

- (ア) 業務を行う最小単位の長として1年以上の経験
 (イ) 企業又は官公庁等における10年以上の実務経験

マッチング契約成立件数

0 件

(内訳)

※項目はプルダウンから選択

※行が不足する場合は、合計の前に追加してください。

採用企業の業種		採用企業の従業員数		職種
	件数		件数	記入してください(例: 海外事業部長 等)
合計	0	合計	0	

採用者の直前の居住地		採用者の直近就業先の 本社所在地		転職前年収		転職後年収	
	件数		件数		件数		件数
合計	0	合計	0	合計	0	合計	0

県外在住で、業務委託契約等に基づき、職務や期間を限定して業務に従事する人材を記入してください。

0 件

※行が不足する場合は、合計の前に追加してください。

活用企業の業種		活用企業の従業員数		副業・兼業人材の業務内容	
	件数		件数	記入してください（例：EC事業再構築サポート等）	
合計	0	合計	0		

[illegible]

様式第3号（要領第8関係）

取 下 届

令和 年 月 日

広島県知事様

所在地（〒 ）

名 称

代表者役職 ・ 氏名

（県の登録番号 ）

令和 年 月 日付けで通知のあった登録人材紹介会社の登録を、取り下げることとしたので、プロフェッショナル人材紹介会社登録要領第8の定めに基づき、次のとおり届け出ます。

【取下理由】